



発行 東京都

目次

42

規則

- 東京都表彰規則の一部を改正する規則……………（知事本局総務部秘書課）…一
- 東京都知事顕彰に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都政策会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………（知事本局総務部調整課）…二
- 顧問の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………（知事本局政策部政策課）…二
- 参与及び専門委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…二
- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…三
- 東京都公印規程の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…三
- 東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局総合防災部防災管理課）…五
- 東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六
- 東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六
- 東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六

訓令

- 東京都青少年・治安対策本部処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…六
- 東京都臨海地域用地管理運用委員会規程の一部改正……………（港湾局臨海開発部誘致促進課）…六

訓令（教）

- 東京都教育委員会広報事務規程の一部改正……………七
- 東京都教育委員会印刷物取扱規程の一部改正……………七

規則（人）

- 労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………八

訓令（監）

- 東京都監査事務局処務規程の一部改正……………八

雑報

- 昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号（東京都職員共済組合の所属所
所属所長及び委任事務等の決定）の一部改正……………（東京都職員共済組合）…八

規則

東京都表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九号

東京都表彰規則の一部を改正する規則

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「知事本局」を「総務局」に改める。

第十二条第三号及び第四号を次のように改める。

三 総務局長

四 総務局総務部長

第十三条中「知事本局総務部秘書課長」を「総務局総務部総務課長」に改める。

第十五条中「知事本局総務部」を「総務局総務部」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都知事顕彰に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十号

東京都知事顕彰に関する規則の一部を改正する規則

東京都知事顕彰に関する規則（昭和六十一年東京都規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「知事本局」を「総務局」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都政策会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十一号

東京都政策会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都政策会議等の設置及び運営に関する規則（平成十一年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第六条中「知事本局长」を「政策企画局长」に改める。

第十条及び第十二条（見出しを含む。）中「知事本局长」を「政策企画局长」に改める。

第十三条中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

第十四条中「知事本局长」を「政策企画局长」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

顧問の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十二号

顧問の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

顧問の設置及び運営に関する規則（昭和五十年東京都規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

参与及び専門委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十三号

参与及び専門委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

参与及び専門委員の設置等に関する規則（昭和四十八年東京都規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「知事本局長」を「政策企画局長」に改める。

第十一条第一項第二号中「知事本局長」を「政策企画局長」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十五号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号、第十三条第四項の表一の項及び第十九条第一項中「知事本局長」を「政策企画局長」に改める。

別記第二号様式中「~~知事本局長~~」を「~~知事本局長~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十六号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程（昭和二十八年東京都規則第百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 四の部12の項中「知事本局長」を「政策企画局長」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十七号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表知事本局の部を次のように改める。

政策企画局

総務部

総務課

秘書課

管理課

調整部

政策課

渉外課

報道課

計画部

計画課

外務部

外務課

国際共同事業課

第八条第一項の表オリンピック・パラリンピック準備局の部総務部の項中

「企画計理調整課

課

を「企画計理課」に改め、同項の次に次のように加える。

総合調整部

調整課

企画課

第八条第一項の表都市整備局の部都営住宅経営部の項の次に次のように加える。

基地対策部

第九条第三項中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

第十九条を次のように改める。

(政策企画局各部課の分掌事務)

第十九条 政策企画局各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

- 一 一局の予算、決算及び会計に関すること。
- 二 一局の組織及び定数に関すること。
- 三 一局所属職員の人事及び給与に関すること。
- 四 一局所属職員の福利厚生に関すること。
- 五 一局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 六 一局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 一局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 八 一局の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。
- 九 一局事務事業の進行管理に関すること。
- 十 一局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 十一 一局事務事業の広報及び広聴に関すること。
- 十二 一局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 十三 青少年・治安対策本部との連絡に関すること。
- 十四 局内他の部及び課に属しないこと。

秘書課

一 知事及び副知事の秘書に関すること。

二 知事の資産等の公開に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、秘書事務に関すること。

管理課

一 政策会議及び庁議に関すること。

二 政策情報の収集、調査及び分析に関すること。

調整部

政策課

一 重要な政策の総合調整に関すること。

二 知事の特命に係る重要な施策の企画及び立案に関すること。

三 知事の補佐業務に関すること。

四 顧問及び参与に関すること。

五 部内他の課に属しないこと。

渉外課

一 全国知事会、他県市、国等との連絡及び情報収集に関すること。

二 大都市における重要課題に係る連携に関すること。

三 国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域に関する企画及び立案並びに

関係機関との連絡調整に関すること。

四 総合特別区域法に基づく総合特別区域に関する企画及び立案並びに関係機関

との連絡調整に関すること。

五 構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域に関する企画及び立案並びに

関係機関との連絡調整に関すること。

報道課

一 都政報道及び報道機関との連絡に関すること。

計画部

計画課

一 基本的な構想、総合的な長期計画その他行財政の総合的な計画に関すること。

二 前号の計画に係る進行管理に関すること。

三 課題別長期計画及び重要な都市計画の調整に関すること。
四 都の政策及び制度に係る基本的調査に関すること。

外務部
外務課

- 一 都市外交に係る企画、連絡調整、情報提供、調査等に関すること。
- 二 姉妹友好都市その他外国都市との交流及び協力の推進に関すること。
- 三 国際的儀礼及び外国要人に対する接遇に関すること。
- 四 外国諸機関との連絡交渉に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 五 外国語文書の作成及び翻訳に関すること。
- 六 部内他の課に属しないこと。

国際共同事業課

一 国際共同事業の企画調整に関すること。
第二十条の表総務部の部総務課の項中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

- 十二 皇室及び栄典に関すること。
- 十三 知事表彰等に関すること。

第二十号の表行政改革推進部の部行政改革課の項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 地方自治制度改革の推進に係る総合的な情報の収集、調査、分析及び企画調整に関すること。

九 広域的な行政課題及び大都市の行政課題に関する総合的な情報の収集、調査及び分析に関すること。

第二十一条の表主計部の部予算第一課の項第一号中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

第二十三条の二の表総務部の部調整課の項を削り、同部の次に次のように加える。
総合調整部

調整課

一 第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会（以

下この条において「競技大会」という。）に関連する都の施策に係る連絡調整に関すること。

企画課

二 部内他の課に属しないこと。
一 競技大会に関連する都の施策に係る企画及び調査に関すること。
第二十四条の表都市基盤部の部調整課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

第二十四条の表都営住宅経営部の部の次に次のように加える。
基地対策部

- 一 米軍基地対策の企画及び調整並びに関係機関との連絡調整に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 二 横田基地共用化推進に係る企画及び調整並びに関係機関との連絡調整に関すること。

別表三 一の項中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第百十八号

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表知事本局（知事本局長）の項中「知事本局（知事本局長）」を「政策企画局（政策企画局長）」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十九号

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則（平成十年東京都規則第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百二十号

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を

改正する規則

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成十八年東京都規則第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「知事本局」を「政策企画局」に改

める。

附 則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百二十一号

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成二十五年東京都規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「知事本局」を「政策企画局」に改

める。

附 則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第十三号

知 事 本 局
総 務 局
財 務 局
青 少 年 ・ 治 安 対 策 本 部

東京都青少年・治安対策本部処務規程（平成十七年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

前行署名中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

第六条第一項中「知事本局長」を「政策企画局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月十六日から施行する。

●東京都訓令第十四号

知事本局
 総務局
 財務局
 都市整備局
 環境局
 港湾局

東京都臨海地域用地管理運用委員会規程（平成十三年東京都訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

前行署名中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

第三条第四項中「知事本局計画調整部長」を「政策企画局計画部長」に、「環境局環境政策部長」を「環境局総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月十六日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第六号

教育庁
 教育事務所
 教育庁出張所
 事業所

東京都教育委員会広報事務規程（昭和四十六年東京都教育委員会訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月九日

東京都教育委員会

第二条第四号及び第四条第二項第七号中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月十六日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第七号

教育庁
 教育事務所
 教育庁出張所
 事業所

東京都教育委員会印刷物取扱規程（平成十三年東京都教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月九日

東京都教育委員会

第九条第一項中「知事本局計画調整部資料室」を「政策企画局計画部資料室」に改める。

別記第二号様式中「密封印刷品調製装置等設置」を「印刷品調製装置等設置」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月十六日から施行する。

規 則 (人)

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第七号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則（平成二十三年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の部(二)の項中「知事本局関係」を「政策企画局関係」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二知事本局の項中「知事本局総務部秘書課管理係長・渉外担当係長・秘書事務主査」を「政策企画局総務部秘書課事務係長・事務担当係長・秘書事務主査」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

訓令(監)

●東京都監査委員訓令第一号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月九日

- 東京都監査委員 高橋 かずみ
- 東京都監査委員 野上 純子
- 東京都監査委員 友渕 宗治
- 東京都監査委員 筆谷 勇
- 東京都監査委員 金子 庸子

第六条の表監査第一課の項第一号中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年七月十六日から施行する。

雑報

●東京都職員共済組合告示第二号

昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月九日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

別表第一中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

附則

この告示は、平成二十六年七月十六日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

